

4. 生活支援・家族支援

特別生活援助

市内在住の方で《対象》要件をすべて満たす方が対象となります

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 ○ 65歳以上のひとりぐらし又は高齢者のみ世帯
○ 市民税非課税世帯
○ 日常生活援助が必要な虚弱な方又は要支援・要介護と認定された方
- 《 内 容 》 衣類の衣替え・(粗大ごみの搬出を除く)大型家具の移動・大掃除・照明器具の交換
※ 年度2回を限度として、1回の利用につき2時間、2人を派遣
※ 援助は月曜～金曜日の9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)。
- 《 費 用 》 1割の自己負担 ※ 道具・洗剤等は原則的に利用者が準備します。
- 《 そ の 他 》 ○ 要支援又は要介護認定を受けていない場合、担当の地域包括支援センター職員が訪問調査に伺い必要性を調査します。
○ 利用が決定後、市の委託業者が打ち合わせのため事前に訪問します。
○ ごみの分別やごみ出しの支援はできません。

寝具乾燥

入院中・入所中の方は利用できません

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843

- 《 対 象 》 原則65歳以上のひとりぐらし又は高齢者のみ世帯で、心身の障がい・傷病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難な方
- 《 内 容 》 月1回、敷布団2枚・掛け布団1枚・毛布1枚を車で回収し乾燥します。
※ 年2回、丸洗いも行います。
- 《 費 用 》 無料



家具転倒防止器具等取付

市内在住の方で《対象》要件をすべて満たす方が対象となります

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 ○ 65歳以上のひとりぐらし又は高齢者のみ世帯
○ 取り付けた家屋に引き続き居住すること
○ 過去に市へ申し込みをしたことが無い世帯
- 《 内 容 》 ○ タンス・本棚・食器棚・その他家具の転倒防止の器具の取り付け及びガラスに飛散防止フィルム等を取り付けます。
○ 取り付けは1世帯5か所以内で器具代上限10,000円(税込)まで。
○ 器具代・工事代共に市が負担します。
○ 利用は1世帯1回限りです。
※ 月曜～金曜日の9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)。
- 《 費 用 》 無料

補聴器購入助成

市内在住の方で《対象》要件をすべて満たす方が対象となります。

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 ○ 65歳以上の市民で市民税非課税の方
○ 聴覚障がいによる補聴器(補装具)購入費支給の対象ではない方
○ 耳鼻咽喉科を標ぼうする医師による聴力検査の結果、補聴器を必要と認める方
※ 聴力レベルについては、中等度難聴に相当する方が対象
- 《 内 容 》 ○ 補聴器の購入に要した費用のうち一部を助成します。
○ 申請せずに購入した補聴器は助成対象にはなりません。
- 《 助 成 額 》 1人当たり補聴器購入費用に対して3万円を上限に助成
※ 助成対象は1人につき1台(管理医療機器として認定された製品の購入に限る)。

聞こえの特性について

※日本耳鼻咽喉科学会ホームページより引用

高齢者の聞こえの特性

聴力の衰えは40歳代から始まります。75歳以上の方では約半数が聞こえに悩んでいます。

特に、高音域の音(電話の呼び出し音や体温計の音等)が聞き取りにくくなります。
また、「力行」「サ行」「タ行」の音が聞き取りにくいと言われています。

高齢者に聞こえやすい話し方

- 普段よりも少し大きな声で、ゆっくりはっきりと話す
- 「力行」「サ行」「タ行」は明確に発音する
- 騒音のない場所を選んで話す

車椅子の貸出し

市内在住の方で《対象》要件をすべて満たす方が対象となります

社会福祉協議会 地域福祉係・・・☎042-387-0011

- 《 対 象 》 ○ 申請者又は使用者が市内在住である方
○ 要介護認定で要介護1以下の方
○ 事故及び怪我その他疾病等で必要となられた方
○ 社会福祉協議会にて受取り、返却ができる方
○ 通院・外出・介助及び旅行等のための短期間ご利用の方
※ 入院・施設入所中の方はご利用できません。
- 《 貸 出 期 間 》 ※ 1回につき1か月以内、同一年度内(4月～3月)に3回まで
- 《 費 用 》 1回700円



自立支援住宅改修の給付

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

《 対 象 》 (1) 住宅改修予防給付

原則として65歳以上の高齢者で介護保険の要介護認定で「非該当(自立)」と認定された方又は介護保険の2号被保険者で介護保険の要介護認定で「非該当(自立)」と認定された方のうち、身体的理由により住宅改修が必要と認められる虚弱な方(介護保険の「住宅改修」が受けられない方)

(2) 住宅設備改修給付

介護保険の要介護認定で「非該当(自立)」「要支援・要介護」と認定された方のうち、身体的理由により住宅設備改修が必要と認められる虚弱な方(便器の洋式化等は、住宅改修予防給付の「洋式便器への取替え」の利用が優先)

《 内 容 》 ○ 改修費用の一部を助成します。申請は事前申請となります。

○ 住宅改修予防給付と住宅設備改修給付の併用が可能です。

《 費 用 》 利用者負担は以下のとおりです。補助上限額を超えた分は利用者負担となります。

市民税課税世帯のうち

介護保険利用者負担割合3割世帯・・・補助対象上限額の30%

介護保険利用者負担割合2割世帯・・・補助対象上限額の20%

介護保険利用者負担割合1割世帯・・・補助対象上限額の10%

市民税非課税世帯

……………補助対象上限額の3%

【 補助対象上限額(税込み)(一家屋につき)】

(1) 住宅改修予防給付(介護保険と同内容)・・・20万円

- ・床段差の解消 ・床材の変更(すべりの防止や移動の円滑化等)
- ・手すりの取り付け ・引き戸への扉交換や新設 ・洋式便器への交換
- ・既存便器の位置や向きの変更

(2) 住宅設備改修

- ・浴槽の交換工事のみ…………… 37万9,000円
- ・流し、洗面台の取替え工事のみ……………15万6,000円
- ・便器の洋式化工事のみ……………10万6,000円
- ・これらの工事を総合して行った場合……………37万9,000円

※住宅設備改修の合計額は37万9,000円を限度額とする。

自立支援日常生活用具の給付

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

《 対 象 》 原則として65歳以上の方

(1) 腰掛便座・入浴補助用具・手すり・スロープ

・・・介護保険の要介護認定で「非該当(自立)」と認定されたが、虚弱で日常生活用具の給付が必要と認められる方

(担当の地域包括支援センター職員が訪問調査に伺います。)

(2) シルバーカー・一本杖(歩行補助杖)・電磁調理器(IHクッキングヒーター)

・・・介護保険の要介護認定で要支援、要介護と認定され、日常生活用具の給付が必要と認められる方

《 内 容 》 ○ 日常生活用具(福祉用具)の費用の一部を助成します。
○ 申請は事前申請のみです。
○ 委託業者からご自宅へお届けします。

《 費 用 (利用者負担額) 》

基準額の上限を超えた分は全額利用者負担となります。

- 市民税課税世帯の方・・・下記基準額の範囲内で10%
- 市民税非課税世帯の方・・・下記基準額の範囲内で3%

【 補助対象基準額 (税込) 】

- ・腰掛便座、入浴補助用具、手すり、スロープ・・・ 10万円
- ・シルバーカー・・・1万5,000円
- ・一本杖(歩行補助杖)・・・4,300円
- ・電磁調理器(IHクッキングヒーター)・・・1万5,400円

おむつサービス

入院、施設入所中の方は利用できません

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

《 対 象 》 次の要件を全て満たす方を現に介護している家族の方

- 在宅の方で、「市民税非課税世帯」に属する方
- 介護保険の「要介護4」又は「要介護5」と認定された方で、失禁状態にある方

《 内 容 》 ○ 市の指定した紙おむつ、パッド等の中から希望の品物を月額8,000円(税抜き)の範囲内で市が負担し、月1回配達します。

- 期間は申込時から3月末までとします。
- 要件確認のため、毎年申込書の提出が必要です。

《 費 用 》 無料

特別短期生活介護(緊急ショートステイ)

介護福祉課 包括支援係・・・☎042-387-9845
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 ○ 介護が必要にもかかわらず、介護者の急病・事故・災害・葬儀その他緊急を要する理由で介護が出来ない時に、その介護が必要な原則として65歳以上の方を一時的に施設で介護します。
- 要介護度・要介護認定の申請の有無は問いませんが、施設によっては、要介護認定を受けている方は、介護保険のサービス利用が優先されます。
- 《 内 容 》 ○ 原則1回7日以内とします。
- 送迎はありません。
- 実施場所は特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等となります。
- 《 費 用 》 1日4,000円程度の費用がかかります(施設により異なります)。

徘徊高齢者探索サービス

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 ○ 介護している方、介護される方ともに市内に住所を有することが必要
- 認知症による徘徊行動があり、探索のためGPS端末の貸与が必要な原則として65歳以上の高齢者を在宅介護する方
- 《 内 容 》 高齢者がGPS端末を携帯し、居場所が不明である時に、介護者が委託事業者へ高齢者の位置を問い合わせ、保護を図ります。
- 《 費 用 》 ○ 申込金・月額利用料の10%(市民税非課税世帯は3%)
- GPS端末を入れられる有償の靴(9,900円(税込)令和7年4月1日現在)を購入することができます。
- GPS端末は貸与のため紛失・経年劣化以外の故障・破損の場合は弁償していただきます。

見守りシール

介護福祉課 包括支援係・・・☎042-387-9845
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 見守りが必要な65歳以上の方
- 《 内 容 》 高齢者等の衣服や持ち物にシールを貼り付けることにより、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで、発見者も家族等もお互いに個人情報を出さずに直接やり取りをすることが可能なシステムです。
- 《 費 用 》 無料(既利用者は、令和7年度更新分から無料)

住宅火災直接通報システム

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》 おおむね30分以内に到着できる場所に住む親族の介護者がいる方で、以下の全てに該当する方
- 高齢者のみ世帯(ひとりぐらし含む)に属する方
 - 認知症と診断され、介護保険法に基づく要支援・要介護認定の結果が要支援1以上の方で火や煙を見ても119番通報を行わない危険性が高い状態の方
(高齢者のみ世帯の場合、全員が該当することが必要です。)
 - 居住管理協力者がいる方
 - 木造の一戸建てに居住している方
 - 固定電話(アナログ回線)をお持ちの方
- 《 内 容 》 システム周辺で熱や煙を感知した際、東京消防庁に自動通報を行い、火災に対する迅速な消火活動及び当該高齢者の救助等を行います。
- 《 費 用 》 装置の貸与は無料
ただし、経年劣化以外の故障・破損の場合は弁償していただくことがあります。

家族介護教室(こがねい介護教室)

詳細は市報等でお知らせします

- 《 対 象 》 家族を介護している方・介護に関心のある方等
- 《 内 容 》 適切な介護知識・技術や各種情報が得られる教室を開催します。

家族介護継続教室

詳細は市報等でお知らせします

- 《 対 象 》 認知症高齢者を介護している家族の方等
- 《 内 容 》 交流会による仲間づくりや講習会等の機会を通して認知症の理解や介護ストレスを発散することで、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- 《 費 用 》 介護が必要な方のお預かりサービスについては実費負担があります。
事前に各団体にご相談ください。

実 施 団 体	問 合 せ 先
小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター	☎ 042-388-8011
小金井ひがし地域包括支援センター	☎ 042-386-6514

ふれあい収集事業

ごみ対策課 清掃係・・・☎042-387-9835

- 《 対 象 》 申請に基づき、訪問面談した後に決定します。
- 介護保険の要介護認定で要介護3以上の高齢者のみの世帯
 - 身体障害者手帳2級以上の障がいのある方のみの世帯
 - 精神障害者保健福祉手帳1級の障がいのある方のみの世帯
 - 愛の手帳2度以上の障がいのある方のみの世帯
 - その他市長が必要と認める世帯
- 《 内 容 》 ごみ出しが困難な世帯や身近な方の協力を得ることが困難な世帯を対象に、戸別に訪問し、原則週1回家庭ごみを収集します。あわせて安否確認も行います。
- ※ ごみの分別、まとめは行いません。 ※ 粗大ごみは収集しません。
- 《 申 請 方 法 》
- 申請書は、市ホームページからダウンロードできます。
 - 対象世帯であることがわかる書類の写しをご持参の上、ごみ対策課に申請してください。代理申請も可能です。申請書は申請者や世帯員の署名欄があります。
- 《 費 用 》 無料(指定収集袋は自己負担)

食の自立支援(緊急配食サービス) 一部自己負担があります

※令和8年3月末、サービス終了

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
本町高齢者在宅サービスセンター・・・☎042-388-8011
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》
- 傷病等のため一時的に調理が出来なくなった方
 - 病院から退院後、食事の自己管理が困難な方
 - 原則として、近隣に親族が居住している場合は利用できません。
- 《 内 容 》 1日から1週間の夕食を配達します。(日曜・祝日を除く)。



5. 見守り(安否確認)

食の自立支援(配食サービス)

ひと声訪問(牛乳の配達)事業との併用はできません
一部自己負担があります

※令和8年3月末、サービス終了

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843
本町高齢者在宅サービスセンター・・・☎042-388-8011
各地域包括支援センター(P1参照)

- 《 対 象 》
- 原則65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、介護保険の「要支援」以上と認定された方のうち、見守りが必要な方で、精神的・身体的理由等により食事の用意が困難な方
 - 原則として近隣に親族が居住している場合は利用できません。
- 《 内 容 》
- 週3回を基本として夕食を配達します。
 - 会食会・栄養指導・食関連サービスも行います。